

日本医学放射線学会 用語委員会規程

(設置)

第1条 日本医学放射線学会に用語委員会（以下「委員会」という）を置く。

(目的)

第2条 放射線診療用語に関する事項を審議し、放射線診療の正確で効率的な運営に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 委員会の行う業務は次の通りとする。

(1) 放射線医学の中で用いられている用語を整理、その適正化を審議し、放射線用語集を作成する。

(2) 他学会の取り扱い規約等の委員会に参加して、用語や記載内容が適切かどうかを検証する。

(構成)

第4条 次の各号の委員をもって組織する。

(1) 理事会にて選任された担当理事1名

(2) 放射線診療に関連する学会等からの代表者

関連する学会等は、核医学会、放射線腫瘍学会、IVR学会、磁気共鳴学会、放射線防護連絡協議会、小児放射線学会、放射線科専門医会・医会、物理、生物等の部門

(3) 委員長が必要と認めた場合は若干名の委員を指名することができる。

(委員候補者)

第5条 委員会は、前条の構成に適合する委員候補者（担当理事を除く）を理事会に推薦する。

附則

この規程は、平成15年10月8日から施行する。

この規程は、平成24年3月1日から施行する。

この規程は、平成26年8月1日から施行する。